

第七二回

参考第九号

中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、中小企業者の事業分野に参入しようとする大企業者等の事業活動を調整することにより、中小企業者の事業活動の機会を適正に確保し、中小企業の正常な発達を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「大企業者」とは、中小企業者以外の者（会社及び個人に限る。）であつて、事業を営むものをいう。

3 中小企業者であつて発行済みの株式の過半数若しくは持分の過半数が一の大企業者によつて所有され、又は大企業者の役員がその代表者を兼任している会社の事業活動は、この法律の規定の適用については、当該大企業者の事業活動とみなす。

4 この法律において「指定業種」とは、大企業者の事業の開始により当該事業と同種の事業を営む相当数の中小企業者の経営が不安定となり、又はなるおそれがある業種として政令で指定するものをいう。

5 この法律において「事業の開始」とは、事業者が商品（役務を含む。以下同じ。）の生産若しくは販売のための設備を備え、又は常時使用する従業員を雇用することにより、一定の地域において商品の供給を開始し、又はその供給量を増加すること（主務省令で定める一定規模以下のものを除く。）をいう。

6 会社の合併は、この法律の規定の適用については、事業の開始とみなす。

(大企業者の配慮)

第三条 大企業者は、その事業活動によって不當に中小企業者の事業活動に影響を与えないように配慮しなければならない。

(大企業者等の事業の開始の届出)

第四条 大企業者が指定業種に属する事業の開始をし、又は大企業者以外の者が大企業者となつて指定業種に属する事業の開始をしようとするときは、事業の開始日の六月前までに、主務省令の定めるところにより、その事業計画に係る次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書を作成し、主務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 資本の額又は出資の総額及び増資する場合においてはその増資額
- 三 従業員の数及び増員する場合にあつてはその増員数
- 四 事業の開始の時期
- 五 商品の種類
- 六 生産又は販売のための重要な設備の能力又は規模
- 七 事業所の所在地

(事業計画書の縦覧及び中小企業者の団体の意見書の提出)

第五条 主務大臣は、前条の規定による届出があつた場合においては、遅滞なく、その旨を公告し、公告の日から二週間、当該事業計画書の写しを当該事業と同種の事業を営む中小企業者の縦覧に供しなければならない。

- 2 当該事業計画が実施されるときはその組合員たる相当数の中小企業者の事業活動が影響を受ける商工組合で当該事業計画に係る事業と同種の事業を資格事業とするものその他政令で定めるところにより当該相当数の中小企業者の意思を代表することができる団体として主務大臣が認定するものは、当該事業計画に関し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、主務大臣に意見書を提出することができる。

(変更命令)

第六条 主務大臣は、前条第二項の規定により意見書の提出があつたときは、直ちに、審査のため、事案を中央中小企業分野調整審査会又は都道府県中小企業分野調整審査会に付議しなければならない。

- 2 中央中小企業分野調整審査会又は都道府県中小企業分野調整審査会は、前項の規定により事案が付議されたときは、政令の定めるところにより、前条第二項の規定により意見書を提出したもの、第四条の規定により当該事業計画書の届出をした者、一般消費者又はその団体その他の関係人の出頭を求めて公開の聴聞を行つた後、遅滞なく、聴聞の記録を添えてその意見を主務大臣に答申しなければならない。

- 3 主務大臣は、前項の答申に基づいて、当該事業計画が実施された場合においてはその事業活動が当該事業と同種の事業を営む相当数の中小企業者の事業活動に相当程度の影

響を及ぼすこととなると認めるときは、届出を受理した日から四月以内に、その届出をした者に対し、必要な限度において、増資若しくは増員の制限、事業の開始時期の繰下げ、商品の種類の制限、設備の規模の縮小又は事業所の数の減少、規模の縮小若しくは所在地の変更をすべきことを命ずることができる。

(経過措置)

第七条 第二条第一項第三号又は同条第四項に規定する政令の制定又は改廃により事業者が第四条の規定に該当するに至つた場合において、当該該当するに至つた日が当該事業の開始の日前七月以内であるときは、同条の規定にかかわらず、当該届出をすることを要しない。

2 前項の場合において、当該該当するに至つた日において現に当該事業の開始のための準備行為に着手しているときは、前条第三項の規定にかかわらず、同項に規定する命令は、当該事業の開始後の事業活動が中小企業に及ぼす影響のほか、当該該当するに至つた日における当該準備行為の進捗状況も考慮してすることができる。

(改善勧告)

第八条 主務大臣は、指定業種に属する事業を行う大企業者（以下「指定業種大企業者」という。）の販売方法その他の事業に関する行為がその事業活動を通じてその事業と同種の事業を営む相当数の中小企業者の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがある場合において、その中小企業者の維持育成を図るため特に必要があると認めるときは、その事業に関する行為を行つている指定業種大企業者に対し、当該行為をしないよう勧告することができる。

(消費者等に対する配慮)

第九条 主務大臣は、前三条に規定する措置の運用に当たつては、消費者の利益の保護について配慮し、あわせて、中小企業者の近代化その他中小企業者の事業活動の円滑な遂行に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(適用除外)

第十条 次の各号に掲げる場合における事業の開始（第一号を除き、従前の事業の範囲を超えないものに限る。）については、この法律の規定は適用しない。

- 一 中小企業者が出資して指定業種大企業者たる会社を設立する場合（当該設立に関し課税の特例その他法令の規定による助成措置を受ける場合に限る。）
- 二 中小企業者が他の中小企業者と合併し、又は他の事業者の営業を譲り受け指定業種大企業者となる場合（当該合併又は営業の譲受けに関し課税の特例その他法令の規定による助成措置を受ける場合に限る。）
- 三 指定業種大企業者が他の指定業種大企業者と合併し、又はその営業を譲り受ける場合
- 四 事業者以外の者が指定業種大企業者に係る営業を譲り受けて指定業種大企業者となる場合

(承継)

第十一條 第四条の規定による届出をした者について相続があつたときは、相続人は、その届出をした者の地位を承継する。

(事業の停止)

第十二條 主務大臣は、第四条の規定に違反し、又は第六条第三項の規定による命令に違反した者に対し、是正措置がとられるまでの間、当該違反して事業の開始をした事業活動又は命令に違反した事業活動を停止すべきことを命ずることができる。

(中央中小企業分野調整審査会)

第十三條 通商産業省に中央中小企業分野調整審査会（以下「中央審査会」という。）を置く。

- 2 中央審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。
- 3 中央審査会は、前項に規定する事項に関し、関係各大臣に建議することができる。
- 4 中央審査会は、会長及び委員六人以内で組織する。
- 5 委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。
- 6 中央審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 7 専門の事項を調査させるため、中央審査会に、専門委員を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、中央審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(都道府県中小企業分野調整審査会)

第十四條 都道府県は、第十九条の政令で第六条の規定による主務大臣の権限の全部又は一部が都道府県知事に委任されたときは、都道府県中小企業分野調整審査会（以下「都道府県審査会」という。）を置く。

- 2 前条第二項から第八項までの規定は、都道府県審査会に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「関係各大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「六人」とあるのは「四人」と、同条第五項中「通商産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第八項中「通商産業省令で」とあるのは「都道府県知事が」と読み替えるものとする。

(政令の制定等に当たつての審査会への諮問)

第十五条 主務大臣は、第二条第一項第三号及び同条第四項に規定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央審査会に諮問しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定業種大企業者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは店舗に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査さ

せ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(主務大臣等)

第十七条 この法律における主務大臣は、当該事業を所管する大臣とする。

- 2 この法律における主務省令は、前項の主務大臣の発する命令とする。
(経過措置)

第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第十九条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

(罰則)

第二十条 第六条第三項又は第十二条の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
(中小企業庁設置法の一部改正)
- 2 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
 第三条第一項第七号の六の次に次の一号を加える。
 七の七 中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律
 (昭和四十九年法律第 号)の施行に關すること。
 第四条第三項中「及び第七号の六」を「、第七号の六及び第七号の七」に改める。
 第五条第一項中「及び中小企業近代化審議会」を「、中小企業近代化審議会及び中央

中小企業分野調整審査会」に改め、同条に次の二項を加える。

- 4 中央中小企業分野調整審査会については、中小企業者の事業分野に参入する大企業者の事業活動の調整に関する法律の定めるところによる。

理 由

大企業者が中小企業者の事業分野に参入することにより中小企業者の経営が著しく不安定となつてゐる現状にかんがみ、中小企業者の事業活動の機会を適正に確保し中小企業の正常な発達を図るために、消費者の保護に配慮しつつ、特定の業種に属する大企業者の事業計画につき必要な変更を命ずる等大企業者の事業活動を調整する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約三千万円の見込みである。